

横浜市

# マイナンバーカード ガイドブック

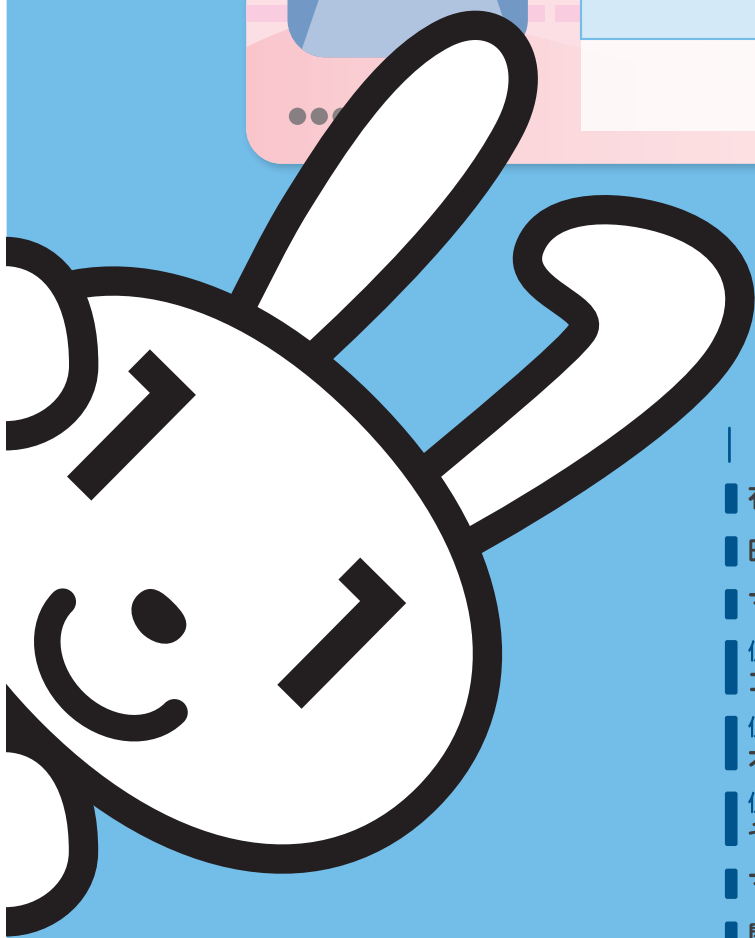


知っておきたい!

管理や更新の  
方法

## 目次

- 有効期限について ..... 01
- 暗証番号について ..... 02
- マイナンバーカード(電子証明書)について... 03
- 便利に使える①  
コンビニ交付サービスについて ..... 04
- 便利に使える②  
オンライン手続きについて ..... 05
- 便利に使える③  
その他の機能について ..... 06
- マイナンバーカードを紛失したとき ..... 07
- 関連サイト ..... 07



# 有効期限について

！ マイナンバーカードのICチップには、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類の電子証明書が標準搭載されています。電子証明書の有効期限を以下にご記載ください。

## 【マイナンバーカードの有効期限】

年 /  月  日まで

## 【電子証明書の有効期限】

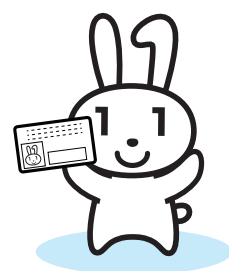
年 /  月  日まで

## 1 設定される有効期限

！ 成年の方は、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が異なります。ご注意ください。

	マイナンバーカード	電子証明書
成年の方	10回目の誕生日	5回目の誕生日
未成年の方	5回目の誕生日	5回目の誕生日

※在留期限の定めがある外国人の方は、在留期限がマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限となります。  
※電子証明書は、ご本人の申請により、随時失効させることが可能です。



## 2 更新

5回目の誕生日に電子証明書、10回目の誕生日にカードの更新が必要です。  
(未成年の方は5回目の誕生日にカードの更新が必要)

！ 有効期限の約2か月半～3か月前に更新のお知らせ(封筒)がご自宅に届きます。

### ●マイナンバーカードの有効期限を迎える方

新しいマイナンバーカードを申請するための申請書や郵送申請用の封筒が同封されています。顔写真をご用意の上、インターネット又は郵送で新しいカードを申請してください。

その後、初めての受け取りのときと同様に、区役所から交付通知書(はがき)が届き次第、受け取りにお越しくください。

### ●電子証明書のみ有効期限を迎える方(成年の方のみ)

新しい有効期限の電子証明書を発行しますので、お住まいの区の所管の特設センター又はお住まいの区の区役所へマイナンバーカードをお持ちください。予約が必要な場合がありますので、来庁前に更新のお知らせやWEBページでご確認ください。有効期限3か月前の翌日から、お手続きいただけます。

更新後の電子証明書の有効期限は、原則マイナンバーカードの有効期限と同じ日になります。

！ 電子証明書の有効期限が経過するとオンライン手続き等には利用できなくなりますが、マイナンバーカードの有効期限内であれば、引き続き本人確認書類としてご使用いただけます。

▶ 電子証明書の  
新規発行・更新



# 暗証番号について

**!** 暗証番号を忘れないよう以下の記載欄をご活用ください。  
なお、設定した暗証番号は、他人に知られないように十分注意してください。

種類	文字・桁数	記載欄	暗証番号
署名用電子証明書用	英数字混在 6桁～16桁 (すべて大文字)		
利用者証明用電子証明書用	数字4桁		} 同じ暗証番号を設定することができます。
住民基本台帳用			
券面事項入力補助用			

## 1 暗証番号を使うとき

### ● 署名用電子証明書用

e-Tax(確定申告)等、電子文書を送信する際に使用します。

### ● 利用者証明用電子証明書用

健康保険証としての利用や、マイナポータル・コンビニ交付サービスのログインに使用します。

### ● 住民基本台帳用

市町村の窓口で転入届を提出する際や住所や氏名の更新手続きで使用します。

### ● 券面事項入力補助用

ICチップに記録されている12桁のマイナンバーや住所、氏名といった情報をテキストデータとして読み取るために使用します。

**!** 署名用電子証明書用の暗証番号は5回、その他の暗証番号は3回間違えるとロックがかかります。



## 2 暗証番号を忘れたときやロックしたとき

お住まいの区の所管の特設センター又はお住まいの区の区役所で暗証番号を初期化します。マイナンバーカードをお持ちの上、窓口へお越しください。

**!** **コンビニで電子証明書の暗証番号を初期化できます。**

電子証明書2種類のうち、片方の暗証番号の照合ができる場合に限り、コンビニでもう片方の電子証明書の暗証番号を初期化できます。専用のアプリ等が必要となりますが、窓口への来庁が不要で、平日夜間や土日でも手続きができます。詳しくは、[公的個人認証サービスポータルサイト](#)をご覧ください。

▶ [マイナンバーカード  
特設センターHP](#)



▶ [公的個人認証  
サービス  
ポータルサイト  
\(マイナンバーカード  
のパスワードを  
コンビニで初期化\)](#)



▶ [顔認証  
マイナンバーカード](#)



## 3 暗証番号を設定しないマイナンバーカード

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号を設定せず、顔認証による健康保険等の保険証利用に限定したマイナンバーカードに切替ができます(オンライン手続き等には利用できません)。詳しくは横浜市WEBページをご覧ください。

# マイナンバーカード(電子証明書)について

## 1 マイナンバーカード(電子証明書)の使い道

- 社会保障や税分野等の事務のために行政機関や勤務先、金融機関等からマイナンバーの提示を求められた場合に、マイナンバーカードを提示することで、マイナンバーの証明と本人確認が同時にできます。
- 上記の場面以外でも、公的機関で発行された顔写真付きの本人確認書類として、広く利用することができます。
- マイナンバーカードのICチップに搭載されている電子証明書を利用することで、行政手続きのオンライン申請のほか、住民票の写し等のコンビニ交付サービス等を利用することができます。



**!** 電子証明書の利用には「利用者クライアントソフト」とICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。詳しくは、[公的個人認証サービスポータルサイト](#)をご覧ください。

## 2 日本国内で引っ越しや婚姻をしたとき

お引っ越しや婚姻に伴い、住所や氏名が変わったときは、お住まいの区の区役所戸籍課登録担当でマイナンバーカードと署名用電子証明書の書き換えが必要です。それぞれの暗証番号を照合しますので事前にご確認ください。

**!** 書き換えが行われていない場合、本人確認書類としての利用や一部のオンライン申請等の手続きができません。

**!** 横浜市外から転入された方のマイナンバーカードは、書き換えをしないまま、転入届の届出日から90日を経過すると失効してしまいます。失効すると、再交付の手続き(手数料1,000円)が必要になります。

## 3 国外へ転出(引っ越し)するとき、国外から帰国したとき

日本国籍の方に限り、国外へ転出(引っ越し)後もマイナンバーカードを引き続きご利用いただけます。ご希望の方は、転出予定日前に、お住まいの区の区役所戸籍課登録担当で転出届の提出と併せて、マイナンバーカードの継続利用手続きを行ってください。

帰国後、転入届の提出に伴い、マイナンバーカードの住所変更(継続利用)を行いますので、窓口までお持ちください。

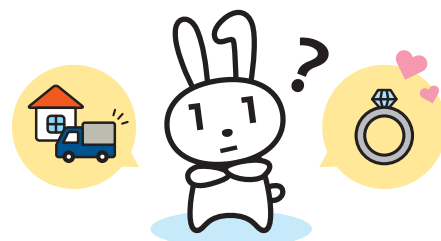
※引っ越しを伴わない一時的な出国の場合は、お手続きは不要です。

※国外転出中におけるマイナンバーカードや電子証明書の更新、暗証番号や氏名変更等の手続きの詳細は、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。

**!** 転出予定日を過ぎると(予定日当日含む)マイナンバーカードは自動で失効します。必ず転出予定日の前日までに継続利用の手続きを行ってください。

**!** 継続利用の手続きの有無に関わらず、帰国後の転入届出時にマイナンバーカードの持参がないと紛失に伴う再交付の扱いとなり、新しいカードの発行手数料として1,000円かかります。転出後は無くされないよう、カードの保管をお願いします。

**!** 外国籍の方は、国外への転出届出時、又は再度日本へ入国し住民登録される時に窓口にてマイナンバーカードを返納ください。





便利に使える①

# コンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを利用し、住民票の写しや、印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得できるサービスです。

利用できる方

横浜市に住民登録されている方又は横浜市に本籍がある方で、利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカード又はスマートフォンをお持ちの方



- ・住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できません。
- ・印鑑登録証明書は、横浜市において印鑑登録されている方のみ取得できます。
- ・コンビニ交付では税証明の発行を行っておりません。税証明の発行については各区役所税務課や行政サービスコーナー、又はスマートフォン申請をご利用ください。



## 1 コンビニで取得できる証明書

取得できる証明書	交付手数料(1通)	請求対象者	備考
住民票の写し	250円	本人及び 同一世帯の方のみ	・除票及び住民票コード入りは取得できません ・マイナンバー入りの有無を選択できます
住民票記載事項証明書			
印鑑登録証明書		本人のみ	・横浜市内に印鑑登録されている方のみ
戸籍の附票の写し(※)	450円	本人及び 同一戸籍の方のみ	・横浜市内に本籍がある方 ・戸籍の附票の除票は取得できません
戸籍(全部・個人事項)証明書(※)			・横浜市内に本籍がある方 ・除籍(全部・個人事項)証明書の取得はできません

※横浜市外にお住まいで、横浜市に本籍がある方が、戸籍(全部・個人事項)証明書又は戸籍の附票の写しを取得する場合は、事前にコンビニのマルチコピー機で利用登録申請が必要です。利用登録には最大5開庁日ほどかかります。

また、有効期限切れに伴いマイナンバーカードや利用者証明用電子証明書を更新した場合は、再度利用登録申請が必要です。

※横浜市内在住で、市外に本籍がある方の戸籍証明書・戸籍の附票の写しの取得については本籍のある市区町村にお問合せください。

## 2 コンビニ交付の便利な点

早朝から  
深夜まで  
利用できます



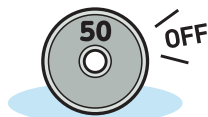
区役所などが  
開いていない休日や  
夜間でも利用できます。

利用時間

**6時30分～23時**  
(システム休止日を除き無休)

※戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは、平日の9時～17時(令和8年8月より土日の9時～17時)も利用可能)

窓口よりも  
手数料が  
安くなります



区役所などの窓口で  
取得するよりも手数料が  
50円安くなります。

手数料

**1通 250円**  
(窓口の場合は1通300円)

※戸籍証明書は窓口で取得する場合と同額の手数料となります。(1通450円)

全国の  
コンビニで  
利用できます



主な利用可能店舗

- セブンイレブン
- ファミリーマート
- ローソン
- ローソン・スリーエフ
- ミニストップ
- イオンリテール

※マルチコピー機設置店舗に限ります。

コンビニの  
マルチコピー機を  
利用します



申請から交付まで、ご本人がマルチコピー機を操作します。案内画面を見ながらのタッチパネルによる簡単な操作で、申請書の記入も不要です。

※マルチコピー機の詳しい操作方法は「証明書の取得方法(外部サイト)」をご確認ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで手続きができます。



## 1 戸籍課関係証明書

有効な署名用電子証明書が必要です

手数料お支払い後、1週間程度（年末年始・大型連休等を除く）で住民票のある住所へお届けします。

取得できる証明書	交付手数料（1通）	請求対象者
住民票の写し（※1）	300円+郵送料	横浜市内に住民票がある本人及び同一世帯員のみ
住民票記載事項証明書（※2）（※3）		横浜市内に印鑑登録をしている本人のみ
印鑑登録証明書		横浜市内に本籍がある本人のみ
独身証明書（※3）、身分証明書	450円+郵送料	横浜市内に本籍がある本人及び同一戸籍の方のみ
戸籍の附票の写し（※2）		横浜市内に本籍がある本人及び同一戸籍の方のみ
戸籍（全部・個人）事項証明書	750円+郵送料	横浜市内の除籍又は改製原戸籍に記載のある本人のみ
除籍（全部・個人）事項証明書（除籍謄本・抄本）		横浜市内の除籍又は改製原戸籍に記載のある本人のみ
改製原戸籍謄本・抄本		

※1 除票は横浜市内に住所がある本人のみが取得できます ※2 除票は取得できません ※3 横浜市の様式での証明です

必要なもの

- マイナンバーカード
- スマートフォン（マイナンバーカードに対応）  
又は、パソコン及びICカードリーダー

▶詳しくはこちら

横浜市 証明書 オンライン申請



## 2 税証明書

（令和8年3月末時点の情報を記載しています）

有効な署名用電子証明書が必要です

申請後2日から1週間程度（年末年始・大型連休等を除く）で住民票のある住所へお届けします。

取得できる証明書	交付手数料	請求対象者
課税（非課税）証明書（市民税・県民税・森林環境税）	300円/1件+郵送料	横浜市内に納税地がある本人のみ
納税証明書		横浜市内の土地・家屋をお持ちの方で 固定資産税が課税されている本人のみ
固定資産税に関する証明書 （公課証明書・評価証明書）	300円/1筆又は1台帳+郵送料	

必要なもの

- マイナンバーカード
- スマートフォン（マイナンバーカードに対応）  
又は、パソコン及びICカードリーダー

▶詳しくはこちら

横浜市 税証明 オンライン申請



※その他詳細はウェブページをご確認ください。

## 3 転出届

有効な利用者証明用・署名用電子証明書が必要です

マイナンバーカードをお持ちの方は、横浜市内から横浜市外の市区町村（国外を除く）へお引越しをする時の手続き（転出届）について、マイナポータルからオンラインで手続きを行うことができます。

※この場合、転出証明書の交付を省略します。転出届のために区役所へ来庁する必要はありません。



必要なもの

- マイナンバーカード
- スマートフォン（マイナンバーカードに対応）  
又は、パソコン及びICカードリーダー

▶詳しくはこちら

横浜市 転出届 オンライン



## 4 パスポート（旅券）

有効な署名用電子証明書が必要です

パスポートの申請について、マイナポータルからオンラインで手続きを行うことができます。

※この場合、申請のためにパスポートセンターへ来庁する必要はありません。パスポートの受取りのみ、ご本人の来庁が必要です。

必要なもの

- マイナンバーカード
- スマートフォン（マイナンバーカードに対応）  
又は、パソコン及びICカードリーダー
- 現在有効のパスポート（お持ちの方のみ）

▶詳しくはこちら

横浜市 パスポート オンライン申請

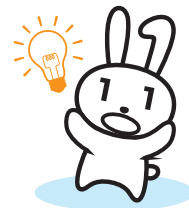


## 1 横浜市電子申請・届出システム

有効な署名用電子証明書が必要です

電子申請・届出システムは、これまで区役所や市役所などの窓口に行かなければできなかった各種申請、届出、イベント申込、アンケート等を、自宅や職場からインターネットを通じて24時間365日行うことができるシステムです。オンライン上の厳格な本人確認、及び申請の改ざん防止のために、マイナンバーカードの電子署名機能を活用します。

※電子署名には専用のアプリケーションを使用します。



▶ 詳しくはこちら

横浜市 電子申請・届出システム

2 健康保険証としての利用<sup>(※)</sup>

有効な利用者証明用電子証明書が必要です

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。
- 限度額適用認定証等がなくても高額療養費制度の限度額を超える支払いが不要です。
- マイナポータルで特定健診情報(一部準備中の健康保険あり)や薬剤情報・医療費の確認ができます。
- マイナポータルから確定申告の医療費控除が簡単にできます。

※健康保険証として利用するには事前登録が必要です。  
(マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局で登録できます。)



▶ 詳しくはこちら

厚生労働省 マイナ保険証



## 3 e-Tax

有効な利用者証明用・署名用電子証明書が必要です

確定申告を行うために税務署に出向く必要がなく、マイナンバーカードとスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)があれば、ご自宅から所得税の確定申告を行うことができます。

また、マイナポータルと連携すれば、ふるさと納税や生命保険料控除証明書などの情報が一括に自動入力され、控除額が自動計算されます。



▶ 詳しくはこちら

国税庁 マイナポータル連携特設ページ



## 4 運転免許証としての利用

有効な署名用電子証明書が必要です

運転免許センターや警察署で免許情報をマイナンバーカードのICチップへ記録することで、運転免許証として使用できます。



▶ 詳しくはこちら

神奈川県警察 マイナ免許証



## 5 マイナ救急

健康保険証としての利用をしている必要があります

救急隊員がマイナ保険証を用いて、受診歴や処方された薬などの情報を確認し、より適切な処置につながるよう活用します。

▶ 詳しくはこちら

総務省 マイナ救急



# マイナンバーカードを紛失したとき



マイナンバーカードを失くした場合には、  
直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には365日24時間対応）に連絡し、  
マイナンバーカードの一時停止を行ってください。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

TEL **0120-95-0178**

【マイナンバーカードコールセンター】

TEL **0570-783-578**（全国共通ナビダイヤル）  
※通話料金がかかります

※IP電話等で繋がりにくい場合は050-3818-1250へお電話ください。  
※どの電話番号でも音声ガイダンスが流れたら、2番を押してください。



併せてお住まいの区の区役所戸籍課登録担当で、  
紛失届出と再交付申請を行ってください。

※なお、一時停止したマイナンバーカードが見つかったら、お住まいの区の区役所戸籍課登録担当で、一時停止を解除してください。（再交付申請済の場合は、新しいカードの受取時に返納してください。）

## 再交付について

紛失のほか、破損や、表面の追記欄が満欄となった場合等は、お住まいの区の区役所戸籍課登録担当で再交付の申請ができます。マイナンバーカードの再交付には、原則以下の手数料が必要となりますが、市区町村又はカード発行元である地方公共団体情報システム機構で誤りがあった場合又は天災その他本人の責めにやらない場合には、無料となります。

	紛失	焼失	破損・汚損	更新・追記欄の満欄
手数料	1,000円	1,000円	1,000円	無料
持ち物	●本人確認書類 ●警察署の遺失物届の受理番号 (自宅外での紛失の場合)	●本人確認書類 ●罹災証明書等	マイナンバーカード	マイナンバーカード

## 関連サイト

### ▼ 外部サイト

マイナンバーカード総合サイト



マイナポータル



公的個人認証サービスポータルサイト



### ▼ 横浜市ウェブページ

マイナンバーカード  
(電子証明書)の概要について



マイナンバーカードの  
住所や氏名等の変更について



マイナンバーカードの追記欄の満欄や  
紛失等に伴う再交付について

